

| 報告項目 | 報告内容 |
|---------------|---|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 山本 康司 |
| 登録番号又は法人番号 | 12301013 |
| 所属する単位会 | 兵庫県行政書士会 |
| 事務所名称 | 山本行政書士事務所 |
| 事務所所在地 | 兵庫県西宮市大谷町1-32 サンライフ大谷302号 |
| 処分年月日 | 平成29年3月29日 |
| 処分内容（種類） | 会員の権利停止2年（平成29年3月29日から2年間） 廃業勧告 |
| 上記処分をした理由 | <p>①交通事故事案など3件について</p> <p>綱紀委員会の処分に関する意見書によれば、対象会員は、平成24年9月にA氏から交通事故案件の業務を受けた。しかし、交通事故案件に関して疎く、支部の会員に相談して一緒に業務を進めることにしたが、平成25年1月になると、対象会員のA氏に対する態度が急変して執拗なメールを送ったうえ、自ら業務契約を解除して、日当、経費そしてA氏の自分勝手な言い分に付き合ったことに対する慰謝料を含めて100万円を請求した。同時にZ裁判所へ提訴した。</p> <p>また、平成25年6月には、家賃の遅延を交渉する業務を受け、賃借物件を管理する不動産会社に対して、昼夜を問わず、メール及び電話をかけてきたと、その物件を管理する不動産会社から苦情があった。しかし、のちに賃借人が家賃を支払ったので問題は解決している。</p> <p>さらに、対象会員は、NPO法人Bと平成25年8月に顧問契約を締結した。平成26年12月に、このNPO法人Bを一般社団法人にする業務を受けたが、定款の目的の文言が旧態様のままであったために、許可が取得できないでいた。しかし、対象会員は、この案件の報酬として先に受領していた28万円のうち、登録免許税6万円分を返金しただけで、定款認証が完了していることを理由に22万円の報酬を受け取ったままにしていた。これに対して、NPO法人Bから一般社団法人設立ができていないので、返金を要求したところ、それに応じようとしなかった。そして、対象会員は、平成27年3月に、報酬を返還しないので調停を申し立てた。しかし、申立人である対象会員が調停を欠席して同年4月に不調に終わった。平成27年4月にNPO法人BのC氏から兵庫県行政書士会へ、対象会員に対して返金に応じて欲しいという要望と苦情がなされた。</p> |

上記、この3件に対して、対象会員は事実を認めた。しかし、対象会員の言い分としては、A氏、不動産管理会社そしてC氏の3人がちょっと変わった人であり、自分が行ったことや業務に対する姿勢は正しく、そこで発生した報酬金額も妥当であると主張した。ただ、一般社団法人設立に関しては、自分の落ち度は認めるものの、返金に応じる気はなく、自分が新しい法律を確認する時間を取れなかったのは先方が急がせたことが原因であると反論した。

いずれの苦情案件においても対象会員は突然依頼者に対する態度を急変させ、時間を考えずにメールや電話を執拗に発信している。そして、話し合っ解決する気持ちを持たず、白黒つけるために法廷の場で争うことや警察に事件として持ち込むことを望む傾向があるように感じられ、物腰は柔らかく口調も穏やかではあるが、これらの苦情案件に対して深く反省しているとは感じられなかった。

以上、事実調査を行い、対象会員が誠実にその業務を行って来たとは言えず、業務上必要な研究及び実務の研鑽に努めることを怠り、結果、行政書士としての品位保持に欠け、行政書士の信用と品位を害していることに間違いない。

②弁護士からの申入書事案について

対象会員は、平成27年5月14日、E氏と、平成26年11月13日に発生した交通事故被害に関する保険金等請求する業務の委任契約を締結した。平成27年7月7日に、E氏から対象会員へ着手金の一部50,000円が支払われた。対象会員は受任業務を行っていたが、平成27年10月頃、D弁護士に連絡を取り始め、同年11月頃には同弁護士へ業務を任せることになり、対象会員とE氏の間では業務が終了した。これに伴い、対象会員はE氏へ258,795円の報酬等を請求して同年11月27日に支払いを受けた。

平成28年4月19日、D弁護士は、対象会員に対してE氏が支払った258,795円の内126,031円は根拠がない請求であることからそれを返金するように『ご連絡』という標題の書面で通知した。この書面に対する対応の仕方が適切でないとD弁護士からの苦情である。この申入書にて下記事項を是正勧告するよう要求している。

根拠がない請求と指摘された報酬に関しては、諸経費明細書にある文書料というのは医療機関から書類を取得する費用であり、請求しないという文書の作成料金は契約書第5条にある報酬100,000円に該当するものである。これらのことを、D弁護士へ説明していない。話し合いの場を設けて誤解を解き解決するという態度が見られない。対象会員には、話し合いで物事を解決し

| | |
|----------------------|---|
| | <p>ようとする姿勢に欠け、何が何でも白黒をつけようと争いの場に持ち込もうとする気持ちが見受けられる。そのためか、自分を正当化しようとする傾向があると思われる。</p> |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | <ul style="list-style-type: none">・行政書士法第10条（行政書士の責務）・日本行政書士会連合会会則第59条（責務）、第60条（品位保持）・兵庫県行政士会会則第35条（綱紀保持）違反 |